

15 肥料取締法について

肥料取締法は昭和25年に制定された法律で、「肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること」を目的としている。近年、BSE(牛海綿状脳症)の発生や、輸入農産物の残留農薬、無登録農薬の使用等が問題となり、食の安全性に関する消費者の関心が高まったことから、肥料についても、法の目的に、品質の保全や農業生産力の維持増進への寄与だけでなく、国民の健康の保護に資することが付け加えられた。

(1) 肥料取締法における「肥料」

肥料取締法において、「肥料」とは、「植物の栄養に供すること」または「植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの」及び「植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの」として定義されている。すなわち、肥料とは植物を構成する成分を含み、その成分が栄養となって植物を生長させるものであり、植物の持つ生理的機能を高め、それによって植物が生育するようなものは肥料とはいわない。かつては土壌に施されるもののみを肥料としていたが、葉面散布の普及に伴い、植物に施されるものも対象とするようになった。

また、肥料取締法では、肥料を「特殊肥料」と「普通肥料」の2つに大別している。「特殊肥料」とは、魚かすや堆肥等、農林水産大臣が指定したもので、「普通肥料」とは、特殊肥料以外のものをいう。肥料を生産、輸入、販売する際には、表15-1に示すとおり、その種類に応じて農林水産大臣又は都道府県知事への登録や届出を行わなければならない。なお、肥料を自らが使用するために生産、輸入する場合は、登録や届出の必要はない。逆に、無償であっても他者に譲渡する場合は、登録や届出が必要となる。

表15-1 肥料取締法に基づく肥料の種類と制度

肥料の生産又は輸入	普通肥料以外の普通肥料	① 化学的方法で生産されるもの	農林水産大臣への登録
		② 化学的方法以外の方法で生産されるもののうち、けい酸、マンガン、ほう素を保証するもの	
		③ 汚泥等を原料として生産されるもの	
		④ 特定普通肥料	
	⑤ ①又は②を原料として配合したもの	都道府県知事への登録	
⑥ 外国の業者によって外国で生産されるもの			
⑦ 指定配合肥料以外の輸入普通肥料			
指定配合肥料	⑧ 仮登録肥料	農林水産大臣への届出	
	① 化学的方法以外の方法で生産されるもののうち、窒素、りん酸、加里、石灰、苦土を保証するもの(有機質肥料など)		
特殊肥料	② 石灰質肥料	生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事への届出	
	③ 都道府県を越えない区域を地区とする農協等が生産する配合肥料		
指定配合肥料	省令で定めた知事登録の肥料のみを原料として配合した肥料	生産事業場の所在地または輸入の場所を管轄する都道府県知事への届出	
	上記以外の指定配合肥料及び輸入したもの	農林水産大臣への届出	
肥料の販売	種類を問わず、肥料を販売する者	販売事業場を管轄する都道府県知事への届出	

(2) 普通肥料と登録制度

普通肥料には、基本的に公定規格(「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)が定められている。公定規格では、含有すべき肥料成分の最小量、有害成分の含有許容値、その他の制限事項(植物に害のないことを証明することなど)が、肥料の種類ごとに定められている。普通肥料の種類を表15-2に、公定規格の一部を表15-3に示す。なお、公定規格は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ(URLはこの項の末尾に記載)に掲載されている。公定規格に適合している肥料であれば、その種類に応じ、農林水産大臣か都道府県知事の登録(表15-1を参照)を受けることにより、生産や輸入することができる。

また、登録を受けた普通肥料のみを規則に従い配合した肥料を「指定配合肥料」といい、配合した原料などの種類によって、農林水産大臣か都道府県知事へ届出することにより、生産、輸入することができる。指定配合肥料は生産、輸入を行うための手続が容易なことから、栽培する作目や地域の特性に合った設計の肥料が数多く流通している。

肥料取締法で肥料と定義されるもので、特殊肥料として指定されておらず、公定規格もなく、指定配合肥料にも該当しないものは、生産、輸入することができない。このような肥料を生産、輸入するためには、生産者が国に対して特殊肥料の指定か公定規格の設定の申し出を行い、新たに特殊肥料の指定や公定規格の設定が行われれば、生産、輸入することができる。なお、今ある公定規格と類似している肥料である場合、仮登録により生産、輸入できる制度がある。

(3) 普通肥料と保証票

普通肥料には、「生産業者保証票」又は「輸入業者保証票」を添付しなければならない。表15-4に示すように、保証票には登録番号、肥料の種類、肥料の名称、保証成分量、正味重量、生産した年月、生産業者の名称及び住所、生産した事業場の所在地などを記載することになっている。保証票に記載できる有効成分は、窒素、りん酸、加里、石灰、苦土、マンガン、けい酸、ほう素の8成分で、これ以外の成分は保証票に記入することができない。これは、肥料取締法では、肥料としての有効成分すべてについて規制しようとするのではなく、有効成分のうちの主要なものをとりあげて表示させるもので、保証票に記載できない要素を含有する肥料を法の適用外としているものではない。なお、普通肥料の種類により、保証票に記載する項目は異なる。

保証票に記載されている保証成分量とは、含有される成分の最低量を示しており、立入検査で肥料を収去し分析した結果、成分量がこの値を下回っていると保証成分量不足として肥料取締法違反になる。一方、保証成分量以上の量が入っている場合は、いくら上回っても違反とはならない。特に、水溶性りん酸など保管中に不溶化する恐れのあるものについては、あらかじめ保証成分量より多くなるよう添加されている場合もあり、施肥量計算を厳密に行う場合には、保証票に記載されている保証成分量ではなく、その都度分析を行って、実際の成分量を確認する必要がある。

なお、汚泥を原料に用いた肥料については、保証成分量が公定規格で定められてはいない。これは、これらの肥料が以前は特殊肥料として指定されていたように、原料の汚泥の性質から銘柄ごとの主要な成分が著しく異なるため、「保証成分量」ではなく「主要な成分の含有量」を保証票に記載することが規定されている。この「主要な成分の含有量」とは、「保証成分量」のように含有成分量の最低保証値を示すものではなく、その銘柄の平均的な含有量であることから、表15-4(2)に示すように、他の事項と区分して表示することとなった。

また、肥料販売業者が、肥料の容器、包装を開封した場合は、販売業者が「販売業者保証票」を添付しなければならない。これは、その肥料に何らかの問題が生じた場合、問題の原因が必ずしも生産業者にあるとはいえず、容器、包装を開封し、詰め替えや小分け等の作業を行った者がその製品に対する責任をもつということで、販売業者が保証票の表示者となるものである。逆に、荷姿を変えずに販売する場合は、販売業者保証票を添付することはできない。

表15-2 普通肥料の種類

肥料の種類	登録有効期間	肥料の種類
窒素質肥料	6年	硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸ソーダ、硝酸石灰、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料
	3年	被覆窒素肥料、副産窒素肥料、液体副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料
りん酸質肥料	6年	過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、腐植酸りん肥、熔成けい酸りん肥、鉍さいりん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料
	3年	被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、加工りん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料
加里質肥料	6年	硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料
	3年又は6年	被覆加里肥料、混合加里肥料
有機質肥料	6年	魚かす肥料、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カボック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、副産植物質肥料
	3年	魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料
複合肥料	6年	熔成複合肥料
	3年又は6年	化成肥料、配合肥料
	3年	混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料
石灰質肥料	6年	生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料
	3年又は6年	混合石灰肥料
けい酸質肥料	6年	けい灰石肥料、鉍さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料
苦土肥料	6年	硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料
	3年又は6年	被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料
マンガン質肥料	6年	硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料
	3年又は6年	混合マンガン肥料
	3年	副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料
ほう素質肥料	6年	ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料
微量要素複合肥料	6年	熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料
	3年又は6年	混合微量要素複合肥料
汚泥肥料等	3年	下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物
農薬その他の物が混入される肥料	3年	化成肥料、配合肥料、被覆複合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料

表15-3 肥料の公定規格の例

肥料の種類	含有すべき主成分の 最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸アンモニア	アンモニア性窒素20.5	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき 硫黄酸化物 0.01 ひ素 0.004 スルファミン酸 0.01	
過りん酸石灰	可溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 13.0	可溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	
硫酸加里	水溶性加里 45.0	水溶性加里の含有率1.0%につき ひ素 0.004	塩素は、5.0%以下であること。
なたね油かす及びその粉末 (からし油かす及びその粉末を含む。)	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0		
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 培養によって得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの 二 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの）	一 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 5.5 二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては 窒素全量 4.0 りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0	窒素全量の含有率1.0%につき カドミウム 0.00008	一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
下水汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）		ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

表15-4 普通肥料の保証票

(1) 汚泥肥料を除く普通肥料

生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

(2) 汚泥肥料

生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 ----- 主要な成分の含有量 炭素窒素比

(3) 指定配合肥料

指定配合肥料 生産業者保証票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

(4) 販売業者が詰め替え等を行なった肥料

販売業者保証票
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

- ・保証成分量は、公定規格で定められた成分の保証値を記載。
- ・原料を記載する肥料は、指定配合肥料、汚泥肥料及び窒素全量を保証する肥料のみ。
- ・材料とは、「効果発現促進材」「硝酸化成抑制材」「組成均一化促進材」「着色材」の4種類。
- ・混入したものは、公定規格で定められた農薬等。
- ・汚泥肥料の主要な成分の含有量とは、窒素全量、りん酸全量、加里全量、銅全量(300mg/kg以上の場合)、亜鉛全量(900mg/kg以上の場合)、石灰全量(15%以上の場合)で、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。
- ・輸入業者については、それぞれの保証票のうち、生産を輸入と読み替えて記載する。ただし、生産した事業場に関する記載は省略できる。

(4) 特定普通肥料

平成15年6月の肥料取締法の改正で、この章の最初に述べたとおり、法の第1条の目的に「国民の健康の保護に資すること」が加えられた。また、第4条で「特定普通肥料」を規定した。「特定普通肥料」とは、「含有している成分である物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして農林水産省令で定めるもの」で、この肥料については、国が適用植物の範囲や施用量、施用時期など(施用基準)を指定する。また、登録の際には、残留性に関する栽培試験の成績を提出が必要となる。

この施用基準は農薬の使用基準と同様に、基準で適用植物とされた植物のみに、基準で示された施用量以内で使用することができる。例えば適用植物を水稻とした場合は、野菜等に施用することが禁じられ、施用量が10a当たり1tとされれば、それ以上施用した場合は違反となる。また、使用者は施用に関する帳簿の記載が義務づけられ、他の普通肥料や特殊肥料では行われない使用者への立入検査が実施される。さらに、栽培している植物に対しては害がなくても、それを摂食した人畜に害を及ぼす物質が混入するなどした場合、当該肥料の流通、施用を制限、禁止したり、あるいは回収を命令することができる。

なお、平成24年現在、「特定普通肥料」として指定された肥料はない。したがって、今のところ、使用者が具体的に実施すべきことはないが、先に述べた普通肥料の「保証票」や後述する特殊肥料の「肥料取締法に基づく表示」などをよく見て、正しく生産、輸入された肥料であることや成分含有量を確認した上で、適切に使用することが望ましい。

(5) 特殊肥料

特殊肥料とは、魚かすや米ぬかのような、農家の経験と五感により品質の識別できる単純な肥料や、堆肥のような、その価値や施用量が必ずしも主成分の含有量のみ依存しない肥料で、農林水産大臣が指定したものをいう。平成24年現在、46種類が指定されている。特殊肥料の種類と概要を表15-5に示した。

特殊肥料については、品質の保全や公正な取引の確保のための特別な措置を要しないと認められることから、登録や保証票を添付する必要はなく、その生産や輸入にあたっては都道府県知事に届け出ればよいこととなっている。しかし、特殊肥料のうち、消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、施用上品質を識別することが必要な肥料として、「堆肥」と「動物の排せつ物」について、平成12年10月から、「特殊肥料の品質表示基準」に基づく品質表示が義務づけられた。表示の様式を表15-6に示した。

表示項目の「主要な成分の含有量等」については、普通肥料の項で述べた汚泥肥料と同様に、その成分が銘柄ごとに著しく異なることから、含有される成分量を保証する「保証値」ではなく、実際に含有されている量を示す。

なお、公定規格において一部の特殊肥料が複合肥料や配合肥料の原料として認められている。また、普通肥料の有機質肥料に該当するものを混合し、発酵させた場合は、堆肥の定義(有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。))を堆積又はかくはんし、腐熟させたもの)にあてはまるので、製品は「堆肥」になる。

これまで「特殊肥料と特殊肥料」あるいは「特殊肥料と普通肥料」を混合したものの生産、輸入は認められなかった。これは、特殊肥料の指定がそれぞれ個別に定義されたものであり、それらを配合したものを指定していないことや、混合することによる品質の変化等に対応できない(例えば、水分の多い「堆肥」と普通肥料である「化成肥料」を混合した場合、「化成肥料」に期待される保証成分量が担保されないおそれがある。)と考えられるからである。ただし、平成16年11月からたい肥の腐熟促進を目的とする場合に限り、尿素等の添加が認められている。この場合、これらの物質を原料として表示票に記載しなければならない。

「堆肥」や「動物の排せつ物」と「化成肥料」の混合は肥料の利用者側からの要望も多かったことから、平成24年8月に公定規格が改正され、新たに「動物の排せつ物」や「堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。))」を普通肥料に混合し生産された化成肥料について「混合動物排せつ物複合肥料」「混合堆肥複合肥料」の公定規格が設定された。

表15-5 特殊肥料の種類とその概要

区分	肥料の種類	概 要
イ	魚かす	原料を煮沸、圧搾し油分を採り乾燥したもの。魚荒かすを含む。一般に、魚かすは身かすともいわれる肉質部の多いものをいい、魚荒かすは骨質部の多いものをいう。(魚かす粉末は普通肥料)
	干魚肥料	魚体をそのまま乾燥させたもの。油分が多いため土壌中での分解はやや遅い。(干魚粉末は普通肥料)
	干蚕蛹	まゆから絹糸を採った後に残る蚕蛹をそのまま天日乾燥させたもの。油分が多い。(干蚕蛹粉末は普通肥料)
	甲殻類質肥料	カニ、シヤコ、エビの殻など甲殻類を乾燥したもの、あるいはイカ、タコなど軟体動物の加工かす。(甲殻類質肥料粉末は普通肥料)
	蒸製骨	動物の生骨を粗砕して加圧蒸製したもの。加熱蒸製してにかわを採った脱こう骨を含む。(蒸製骨粉は普通肥料)
	蒸製てい角	牛、馬などのひづめや角を粗砕し、加圧蒸煮したもの。(蒸製てい角粉は普通肥料)
	肉かす	主に豚の皮からそぎとった肉質、脂肪質からラードを採り、さらに圧搾して脂肪を採ったかす。(肉かす粉末は普通肥料)
	羊毛くず	羊毛を加工する際に発生するくずの総称。窒素5～9%を含むが、分解が遅く遅効性。
	牛毛くず	牛の皮を皮革に加工する際に発生するくずのうち、毛のくずのみを集めたもの。組成、性質等は羊毛くずと同様。
	粗砕石灰石	石灰石を粗砕したもの。主成分は炭酸カルシウム。
ロ	米ぬか	精米の際に発生する米の皮部、胚乳の一部及び胚の混合物。20%程度の油分を含む。(米ぬかを搾油したかすの米ぬか油かす及びその粉末は普通肥料)
	はっこう米ぬか	米ぬかをたい積して発酵させたもの。
	はっこうかす	アルコールかす、ビールかす、焼酎かす、ウイスキーかすなど、発酵法による蒸留かすの総称。加里を含むが、原料により含有量は一定しない。
	アミノ酸かす	たん白質を塩酸で分解してアミノ酸を製造する際に発生するヒューマス状のかす。窒素0.5～2.5%を含む。
	くず植物油かす及びその粉末	植物油原料の精選の際に排出されるくず植物種子や事故原料種子を別途に搾油したかす。植物の茎葉、雑草の種子、土砂などを含むため、品質は一定しない。
	草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末	草本性の植物種子の皮殻を搾油して得られる油かす。芥子粉の製造の際に得られるものが主で、窒素3%、りん酸、加里それぞれ1%程度を含む。
	木の実油かす及びその粉末	カボックの種子以外の木本性植物の種子を搾油したかすの総称。桐の実油かす、ろうみ油かす、茶の実油かす、オリーブ実油かすなど。
	コーヒーかす	主としてインスタントコーヒーを製造する際の抽出かすを乾燥したもの。窒素を2%程度含む。
	くず大豆及びその粉末	半割等のくず大豆または水ぬれ等により変質した大豆を搾油工程を経ないで加熱変性させ、フレーク状に圧べんしたもの、またはこれを粉末にしたもの。窒素6%、りん酸1%、加里2%程度を含む。無機化率は普通肥料の大豆油かす及びその粉末より劣る。
	たばこくず肥料及びその粉末	たばこ製造の際に発生するくず及びたばこの茎葉からニコチンを抽出したかす、または、普通肥料のたばこくず肥料粉末に、石灰硫黄合剤などを加えて喫煙できない状態に変性させたもの。
	乾燥藻及びその粉末	海藻類(クロレラを含む)を乾燥したもの、または乾燥後粉末にしたもの。窒素1%程度、加里2～13%を含む。
	落綿分離かす肥料	紡績工場から排出される綿くずを集めたもの。窒素を0.5～1.5%含む。
	よもぎかす	みぶよもぎからベンゼンでサントニンを抽出したかす、またはよもぎを加工してもぐさを製造したかすを乾燥したもの。窒素2.5%、加里3.5%程度を含む。
	草木灰	植物体を燃焼させたかす。一般に、植物の茎葉、種子皮殻を比較的低温で燃焼させたもの。原料はさまざまであるため含有成分量は一定しない。アルカリ性を示す。

区分	肥料の種類	概 要
ロ	くん炭肥料	落ち葉及びじんあいなどをくん焼炭化し、人ふん尿を吸収させたもの。窒素0.7%、りん酸0.4%、加里0.7%程度を含む。
	骨炭粉末	動物の骨を空気を遮断し熱分解して炭化させた後粉碎したもの。活性炭の一種。製油、製糖工業において脱色剤として用いられた脱色骨炭粉末や回収骨炭粉末を含む。窒素1.2～1.6%、りん酸32～35%を含む。
	骨灰	骨を空気の流通下で燃焼したかす。りん酸35～38%を含む。
	セラックかす	ラックカイガラムシから天然樹脂セラックを製造したかす。窒素4%前後を含む。
	にかわかす	皮革製品の製造の際に副産されるにべ及びセービングくずから、にかわを抽出したかす。窒素4～5%を含む。
	魚鱗	魚のうろこを集めて乾燥したもの。窒素2～7%、りん酸2～18%を含む。(蒸製魚鱗及びその粉末は普通肥料)
	家きん加工くず肥料	家きんを加工する際に発生するくずを集めて、蒸煮乾燥、粉碎等の加工を施したもの。(蒸製毛粉は普通肥料) 含有分量は混入する部分によって異なり一定しない。
	はっこう乾ふん肥料	人ふん尿を調整槽内で発酵させた残留物を乾燥後粉末にしたもの。窒素1～2%、りん酸5%程度を含む。
	人ふん尿	人間の排せつしたふんと尿の混合物で下肥ともいう。凝集促進剤または悪臭防止剤を加え、脱水または乾燥したものは、普通肥料のし尿汚泥肥料。新鮮なものは作物に有害なため、貯蔵、腐熟させて施用する。
	動物の排せつ物	家畜や家きんのふんを集めたもの、またはこれらを天日又は火力乾燥したもの。凝集促進剤または悪臭防止剤を加え、脱水または乾燥したものは、普通肥料のし尿汚泥肥料。含有分量は、動物の種類や水分含量によって大幅に異なる。
	動物の排せつ物の燃焼灰	家畜や家きんのふんをボイラーで燃焼したもの。プロイラー鶏ふんのものが多い。
	堆肥	わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を堆積または攪拌し、腐熟させたもの。
	グアノ	窒素質グアノ(普通肥料)、りん酸質グアノ、バットグアノの三種に大別される。りん酸質グアノは、降雨により流出した海鳥の排せつ物中の成分のうち、りん酸分だけが母岩の炭酸石灰と作用して生じた難溶性のりん酸三石灰が堆積したもの、バットグアノはこうもりの排せつ物と死体が堆積したもので、両方ともりん酸を多く含有する。
	発泡消火剤製造かす	てい角、蒸製毛粉などを原料として生産される化学消火剤の製造かす。窒素4～6%、りん酸1～2%を含むほか、多量のけいそう土を含む。
	貝殻肥料	貝または貝殻を粉碎したもの、または貝灰。主成分は炭酸カルシウムで可溶性石灰30～50%を含むほか、貝の粉末は若干の窒素を含む。
	貝化石粉末	古代に生息した貝類、貝類とヒトデ類その他の水生動物類とが混在して地中に埋没堆積し、風化または化石化したものの粉末。可溶性石灰30～50%を含む。
	製糖副産石灰	製糖の工程で、汁液の調整及びしょ糖の精製分離のため加えられた消石灰をろ別回収したもの。水分が多く成分含有量の変動が大きい。
	石灰処理肥料	果実加工かす、豆腐かすまたは焼酎蒸留廃液を石灰で処理したもので、乾物1kgにつきアルカリ分含有量が250gを超えるもの。
	含鉄物	褐鉄鉱(沼鉄鉱を含む。)、鉱さい(鉄分を10%以上含有するもの。)、鉄粉及び岩石の風化物(鉄分を10%以上含有するもの。)。ただし、普通肥料の鉱さいけい酸質肥料、副産石灰肥料等に該当するものを除く。
	微粉炭燃焼灰	火力発電所において、微粉炭を燃焼する際に発生する熔融された灰で、煙道の気流中から採取されるもの及び燃焼室の底にたまるもののうち、3mmの網ふるいを全通するもの。く溶性ほう素200～5000mg/kgを含む。
	カルシウム肥料	主としてカルシウム分の供給を目的として、葉面散布に用いるカルシウム化合物。塩化カルシウム、ギ酸カルシウム、EDTAカルシウム等が含まれる。

表15-6 特殊肥料の表示

肥料取締法に基づく表示
肥料の名称
肥料の種類
届出を受理した都道府県
表示者の氏名又は名称及び住所
正味重量
生産した年月
原料
主な成分の含有量等

- ・表示が必要な特殊肥料種類は、「堆肥」と「動物の排せつ物」の2種類のみ。
- ・内容量は重量で表示し、容量（リットル等）のみの表示はできない。なお、併記は可。
- ・原料は、生産に当たって使用された重量の大きい順にその旨を明記し、最も一般的な名称で記載する。
- ・動物由来たん白質が使用されたものについては、その旨を明記し、家畜等の口に入らないところで保管・使用するよう注意書きを記載する。
- ・牛由来の原料が使用され、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた公定において製造されたものについては、その旨を明記する。
- ・尿素等、腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その旨と材料の名称を明記する。
- ・主要な成分の含有量等は、表15-7に従い表示する。なお、含有量は、「現物当たり」又は「乾物当たり」のいずれかを明記する。

表15-7 成分の含有量等の表示について

項目	表示の要否	表示の単位	表示桁数	誤差の許容範囲
窒素全量 りん酸全量 加里全量	すべてに必要	%	小数点以下 1桁	表示値が3%以上の場合は、表示値の±10% 表示値が3%未満の場合は、±0.3%
銅全量	豚ふんを原料として使用する もので、現物当たり300mg/kg 以上含有する場合に限り必要	mg/kg	整数	表示値の±30%
亜鉛全量	豚ふん又は鶏ふんを原料として 使用するもので、現物当 り900mg/kg以上含有する場 合に限り必要	mg/kg	整数	表示値の±30%
石灰全量	石灰を原料として使用するも ので、現物当たり150mg/kg以 上含有する場合に限り必要	%	小数点以下 1桁	表示値の±10%
炭素窒素比	すべてに必要	—	整数	表示値の±30%
水分含有量	乾物当たりで表示する場合に 限り必要	%	小数点以下 1桁	表示値の±10%

(6) 肥料販売業者の届出

肥料の生産業者、輸入業者、販売業者は、販売業務を行う事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事に肥料販売業者としての届出をしなければならない。生産業者や輸入業者は、登録や届出等を行っていても、生産、輸入した肥料を販売する拠点があれば、販売業の届出をする必要がある。また、同一県内に販売事

業場が複数ある場合でも届出は1つでよく、事業場の追加又は廃止したときは変更の届出、すべての販売事業場を廃止したときは廃止の届出をする。

なお、肥料取締法における販売業務とは、反復、継続して、広く不特定多数に肥料を頒布することをさし、有償、無償は問わない。また、生産、輸入と異なり、取り扱う肥料の種類も問わない。

【参考】

- 「ポケット肥料要覧—2010—」（財団法人 農林統計協会編）

【問い合わせ先】

- 普通肥料の生産（県知事に登録、届出するもの）、特殊肥料の生産・輸入、肥料の販売について
神奈川県農業技術センター病虫害防除部

電話 0463-58-0333 FAX 0463-59-7411

ホームページ http://www.agri-kanagawa.jp/nosoken/hiryo_todoke/hiryo_top.html

- 普通肥料の生産（大臣に登録、届出するもの）・輸入について

独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部肥料管理課

電話 050-3797-1854 FAX 048-601-1179

ホームページ <http://www.famic.go.jp/ffis/fert/index.html>